

1 2 性的マイノリティ（用語の解説 参照）の人権問題

（1）現状と課題

心と体の性が一致しない性同一性障がいのある人、性的指向にかかる同性愛者などのいわゆる性的マイノリティは、①嫌がらせや侮辱的な言動、②雇用面における制限や差別、③性の区分を前提にした社会生活上の制約などさまざまな問題があり、この解消に向けた取り組みが必要となっています。国においては、平成15（2003）年に「性同一性障がい者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、戸籍の性別変更が可能となるなどの取り組みがなされました。本市では、平成15（2003）年から申請書等に不必要な性別記載を削除するなどの取り組みを実施しています。

今後とも性的マイノリティが理解されるよう取り組んでいく必要があります。

（2）施策の推進方針

性的マイノリティの人への差別や偏見が解消されるよう関係機関と連携し、正しい認識と理解を深めるよう啓発に努めます。

各種申請書等の公文書について、不必要な性別等の記載を省略するよう引き続き取り組むとともに関係機関にも働きかけます。